

食安検発0728第1号  
平成23年7月28日

各検疫所長 殿

検疫所業務管理室長  
(公印省略)

旧ソ連原子力発電所事故に係る輸入食品の監視指導について（一部改正）

標記については、平成10年12月2日付け衛検第223号（最終改正：平成21年12月18日付け食安輸発1218第3号）により輸入食品中の放射能濃度の監視を行っているところであるが、下記のとおり改正することとしたのでよろしく願います。

#### 記

1. 2 の（2）中の「ゲルマニウム半導体検出器が整備されていない小樽、仙台及び新潟の各検疫所にあつては東京検疫所検査課に、名古屋、関西空港、広島、福岡及び那覇の各検疫所にあつては神戸検疫所輸入食品・検疫検査センターに検体を」を「検体は成田空港検疫所検査課に」に改める。
2. 3 の（1）中の「イ（社）日本食品衛生協会（食品衛生研究所 試験検査センター）を「イ 登録検査機関（平成20年9月24日付け食安監発第0924003号「登録検査機関における業務上の留意事項について」に基づき発行されたものに限る。）」に改め、ウ～ケを削除し、コをウにする。
3. 3 の（2）のウ中の「イ～ケ」を「イ」に改める。

(参 考)

衛 検 第 2 2 3 号  
平成10年12月2日  
(改正:平成23年7月28日)

各検疫所長 殿

検疫所業務管理室長

旧ソ連原子力発電所事故に係る輸入食品の監視指導について

記

1 検査対象

- (1) ヨーロッパ地域(トルコ及び旧ソ連のウラル山脈以西(アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エストニア、グルジア、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ウクライナ並びにカザフスタン及びロシアのウラル山脈以西をいう。)を含む。以下同じ。)から輸入される次の食品については、全ロット検査を実施する。

ア きのことびきの乾製品

イ トナカイ肉

- (2) ポーランド、ウクライナ及びスウェーデンから輸入される次の食品については、全ロット検査を実施する。

ア ベリー類濃縮加工品

- (3) ヨーロッパ地域から輸入される次の食品については、食品ごとに輸入届出の10%を目途として検疫所においてモニタリング検査を実施する。

ア ハーブ及びハーブ乾製品

イ ビーフエキス

2 検査

- (1) 検体の採取は、1の(1)及び(2)の検査にあつては、輸入届出に係る全てのロットについて、1の(3)のモニタリング検査にあつては、輸入届出に係る任意の1ロットについて行うこととする。

なお、モニタリング検査対象食品の選択に当たっては、特定の国に偏らないよう配慮するとともに、当該届出が複数ロットで構成されている場合は、各ロットごとの数量等を勘案し、代表的な1ロットに対して実施すること。

また、試料の調整についてはロットごとに5か所から任意に採取したものを混和し、試験に供することとする。

ただし、当該ロットが均一なものについては、この限りではない。

- (2) 検査は食品中に含まれるセシウム134及びセシウム137を測定することによりこれを行う。

測定に当たっては、ヨウ化ナトリウム検出器を使用する場合は50Bq/kg を超える 線を検出したものについて、更に、ゲルマニウム半導体検出器を用いてセシウム134及び137の放射能濃度を測定すること。

なお、検体は成田空港検疫所検査課に送付し、検査を依頼することとする。

また、十分な量の検体の採取が困難な場合にあっては、ゲルマニウム半導体検出器による検査のみを実施することとして差し支えない。

### 3 検査成績書の受け入れ

1の(1)及び(2)の検査対象食品のうち、次の条件を満たす検査成績書が添付されたものにあつては、検疫所における検査を要しないものとする。

- (1) 次の検査機関が実施した検査成績書であること。

ア 国立又は公立の検査機関

イ 登録検査機関（平成20年9月24日付け食安監発第0924003号「登録検査機関における業務上の留意事項について」に基づき発行されたものに限る。）

ウ 外国公的検査機関（別途通知する輸出国公的検査機関リストに掲載されているものに限る。）

- (2) 検査成績書には次の事項が記載されていること。

ア 食品の名称、荷口数、重量

イ 検査の結果、食品1kg当たりセシウム134及びセシウム137の合計が50ベクレル以下であった場合はその旨、また51ベクレル以上であった場合はその実測値が明記されていること。

ウ (1)のイの検査機関については検体採取者の氏名及び所属

### 4 措置

検査の結果、食品中の放射能濃度についての暫定限度（セシウム134及びセシウム137の合計で食品1kg当たり370ベクレル）を超えるものについては、食品衛生法第6条違反に該当するものとして取り扱うこと。

### 5 その他

- (1) 1の(1)及び(2)に掲げる食品のうち食品衛生法施行規則別表第12の中欄に掲げるものについては、同規則第32第4項のただし書きを適用し、輸入の都度の届出を要することとする。
- (2) ヨーロッパ地域が原産地であり、他の地域で加工等された食品については、上記の措置に準じた取り扱いをとることとする。
- (3) 全ロット検査対象食品については自主検査成績書の添付を義務付けるものではないこと、モニタリング検査対象食品については自主検査成績書の添付は不要であること等について、関係営業者に対する説明会の開催等を通じ、無用のトラブルが生じないようにその内容を十分周知すること。